

忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の延長について

1. 延長の趣旨

本町では、平成28年3月に策定した「忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（期間：平成27年度～令和元年度の5年間）に基づき、各種取組・事業を推進しているところですが、令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、令和2年度以降の次期5か年の総合戦略の策定に取り組むこと、および各地方公共団体においても次期地方版総合戦略の策定を進める必要があることが示されたところです。

一方、本町の最上位計画である「第5次忠岡町総合計画」の計画期間が令和2年度で満了することから、すでに次期「忠岡町総合計画」策定に向けて準備を進めているところです。

本町の将来の方向性を決める上で、「総合計画」及び「総合戦略」は重要かつ関連性が高いことから、策定にあたっては整合性を図っていく必要があります。

よって、双方の取組を効果的・合理的に進めるためにも、「総合戦略」の計画期間を「総合計画」に合わせ、1年延長させるとともに、人口減少克服、地方創生等「総合戦略」に求められる施策を「総合計画」での重点プロジェクトと位置付け一体的に策定することとするものです。

◆「忠岡町総合計画」と「忠岡町総合戦略」の計画期間イメージ

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
総合計画	基本構想	10年					10年										
	基本計画	10年					10年(予定)										
総合戦略	重点プロジェクト						5年					5年					
	総合戦略	5年					重点プロジェクトへ統合										
	総合戦略に位置付け 地方創生推進交付金を 活用した事業	ブランド創造事業		KIX泉州ツーリズムビューロー事業													
	国の総合戦略	5年					5年										

※内閣府の地方創生関連交付金を活用する場合には、当該事業が地方版総合戦略に位置付けられていることが要件となっており、令和2年度以降も継続して交付金を受けるためには、総合戦略を切れ目なく策定していくことが必要。

◆近隣市町（9市4町）の次期総合戦略の策定状況（令和2年1月現在）

令和2年度に次期総合戦略を開始	令和3年度に次期総合戦略を開始（現行戦略を1年延長）	令和5年度に次期総合戦略を開始（現行戦略を3年延長）
4市2町	4市2町	1市

参考①：地方版総合戦略策定のための手引き（令和元年12月内閣府地方創生推進室）より抜粋

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考
えられます。

参考②：地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&Aより抜粋

（平成31年3月27日 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会（第3回）資料）

Q4. 当市では、現行の地方版総合戦略の最終年度は2019年度となっていますが、総合計画の最終年度は2020年度となっているため、現行の地方版総合戦略の計画期間を1年延長して、次期「地方版総合戦略」と次期「総合計画」の計画期間を合わせたいと考えていますが、そのような対応も可能でしょうか。

A4. まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思います。ただし、地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないものと考えています。ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。